

農地法が変わりました

平成21年12月15日、農地法が改正されました。
今回の改正は、次の3点を目的としています。

- ①農地の減少を食い止め、農地の確保を図る。
- ②農地を貸しやすく・借りやすくする。
- ③農地の効率的な利用を図る。

主な改正内容は次のとおりです。

	改正前	改正後
違反転用	3年以下の懲役 または300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役 または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
違反転用 に お け る 復 元 命 令 違 反	6カ月以下の懲役 または30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役 または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

▼農地転用の罰金額が大幅に引き上げられました。

▼違反転用の罰金額が大幅に引き上げられました。

▼農地転用の厳格化
農地転用規制が厳しくなりました。農地区域内の農地については、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合、同区域から除外できなくなつたため、農地転用許可もできなくなりました。

▼違反転用の罰金額が大幅に引き上げられました。

農地を借りられる者の範囲が拡大

一定の条件*を満たせば、農業生産法人以外の法人なども農地を借りられるようになります。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・農作業常時従事者 ・農業生産法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業常時従事者 ・農業生産法人 ・農作業常時従事者以外の個人 ・農業生産法人以外の法人

*一定の条件とは：

- ①農地を適正に利用していない場合に、解除する旨の条件が付されていること
 - ②地域におけるほかの農業者との適切な役割分担をすること
 - ③長期的に安定的な農業経営の継続を可能とする機械や労働力などを確保すること
 - ④法人の場合は、業務執行役員1人以上が農作業に常時従事すること
- ▼農地の相続などについて、届出が義務化
相続など*によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会に届出が必要になりました。
*相続などは、相続、遺産分割、時効取得、法人の合併など

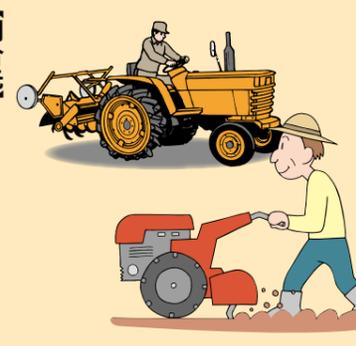
遊休農地対策の強化

農業委員会が、年1回の農地利用状況調査を行い、遊休農地の所有者に対する指導・通知・公告・勧告を行います。

▼農業委員会が指導するケース
1年以上にわたって農作物の栽培が行われておらず、かつ、今後、農地所有者などの農業経営に関する意向、農地の維持管理(草刈り、耕起など)の状態からみて、農作物の栽培が行われる見込みがないときなどです。

標準小作料の廃止、賃借料情報の提供開始

これからは、農業委員会が、地域ごとにおける賃借料の実態(平均額、最高額、最低額)の提供を広報紙などで行います。



▼本庁農業委員会事務局(内線5621)
▼甌農業委員会事務局(里支所内)

市税・水道料金などがコンビニでも納付できます

365日いつでも納付できるコンビニ納付
市税や水道料金などが、本年4月からコンビニエンスストアでも納付できますので、ご利用ください。

- 納付ができる税金や料金は次のとおりです。
- ▼対象税金
 - 市県民税(普通徴収)
 - 固定資産税
 - 軽自動車税
 - 国民健康保険税
 - ▼対象料金
 - 水道料金
 - 簡易水道料金
 - 分湯料金
 - 下水道料金

県の一部の事務が市に移ります

県からの権限移譲を受けて、これまで県が行っていた次の事務を本年4月1日から市で行います。

- ▼水道管理課(東郷支所内)
- ▼本庁収納対策課

【対象税金】
【対象料金】
【事業内容】
【事業色】
【問合せ】

宝くじの普及宣伝事業

平成21年度の宝くじ普及宣伝事業として、中心市街地の国道3号沿いアーケードに次の備品を本市が整備し、活用されています。

【担当課】
【問合せ】



【問合せ】
振興G(内線4323)

読者のひるばば
お便り募集

広報室では、お便りを募集しています。皆さんの身近であった出来事などで紹介したい・伝えたい、心温まる話などをお寄せください。

【投稿について】
▼字数は200字以内
▼はがきまたは封書に住所・氏名・年齢・性別・電話番号・ペンネーム(記入が無い場合は、実名で記載させていただきます)を記入し、広報室までお送りください。
▼文章は、必要に応じて添削する場合があります。
▼紙面の都合上、掲載できないこともあります。ご了承ください。

ハガキおもて

8958650
神田町3-22

お便り内容

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・住所
- ・氏名・年齢・性別
- ・電話番号
- ・ペンネーム

ハガキうら

保健センターで実施する保健事業

地域	月日	時間	内容
川内	3/9(火)	9:00~9:20	母子健康手帳交付
		10:00~11:30	健康相談(成人・母子)
樋脇	3/16(火)	9:00~9:20	母子健康手帳交付
		10:00~11:30	健康相談(成人・母子)
入来	3/17(水)	9:30~11:00	母子健康手帳交付・健康相談(総合)
東郷	3/17(水)	9:30~11:00	母子健康手帳交付・健康相談(総合)
祁答院	3/17(水)	9:30~11:00	母子健康手帳交付・健康相談(総合)

- ＝問合せ＝
- 市民健康課(すこやかふれあいプラザ内) ☎0996(22)8811
 - 樋脇支所市民生活課健康福祉G ☎0996(37)3111
 - 入来支所市民生活課健康福祉G ☎0996(44)3111
 - 東郷支所市民生活課健康福祉G ☎0996(42)1111
 - 祁答院支所市民生活課健康福祉G ☎0996(55)1111

市税などの滞納整理強化期間中!!

市税・国民健康保険税などは、早めに納めましょう。



市民の動き

2月1日現在(前月比)

人	口	101,498人(-58人)
男		48,236人(-32人)
女		53,262人(-26人)
世帯数		45,509世帯(-41世帯)

■発行
薩摩川内市
〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3-22
☎0996(23)5111 ☎0996(20)5570
☎0996(22)8115(直通)
*音声案内後に内線番号を押してください。

閉庁日および時間外 ☎0996(23)5115

■編集
本庁企画政策部広報室(内線632・633)
☎koho@city.satsumasendai.lg.jp

■各支所

樋脇支所	〒895-1292 樋脇町塔之原1173 ☎0996(37)3111 ☎0996(37)2252
入来支所	〒895-1492 入来町浦之名33 ☎0996(44)3111 ☎0996(44)3117
東郷支所	〒895-1106 東郷町斧淵362 ☎0996(42)1111 ☎0996(42)0767
祁答院支所	〒895-1595 祁答院町下手67 ☎0996(55)1111 ☎0996(55)1021
里支所	〒896-1192 里町里1922 ☎0996(3)2311 ☎0996(3)2912
上甌支所	〒896-1201 上甌町中甌481-1 ☎0996(2)0001 ☎0996(2)1490
下甌支所	〒896-1696 下甌町手打819 ☎0996(7)0311 ☎0996(7)0753
鹿島支所	〒896-1392 鹿島町藺牟田1457-10 ☎0996(4)2211 ☎0996(4)2672

■そのほか
広報電話 ☎0120(894)256
*夜間救急当番医やイベント・防災行政無線の放送内容などの情報が電話で確認できます。

■市ホームページ
☎http://www.city.satsumasendai.lg.jp